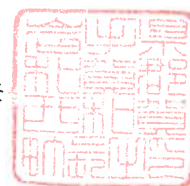


令和 5 年 1 月 24 日

西和賀町代表監査委員

高 橋 政 芳 様

西和賀町長 内 記 和 彦



令和 3 年度決算審査意見書に係る措置状況について

令和 4 年 7 月 25 日から 28 日にかけて実施された令和 3 年度決算審査における審査意見に係る措置状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 事務処理ミス発生時の対応

行政事務全般については、関係法令、条例等に基づき適正かつ正確に執行することが前提であります。ご指摘のとおり不適切な事務処理が発生している状況にあります。

不適切な事務処理が発生した場合の対応については、経緯、原因、今後の対応策などについて、担当課長が整理し総務課を経由し、副町長、町長へ報告を行い、報告内容を精査し、必要な対応をおこなっているところであります。

再発防止策としては、職員個々の資質向上、業務上必要な知識の習得に向け各種研修会を実施しています。また、各課においては、不適切な事務処理が発生した経緯・原因の分析等を行い、今後の対応策を課内で協議し、事務処理手順の確認や改善を行うなど適正な事務執行に努めるとともに、課長等においては、課員の業務執行状況の把握に努め、必要な指導等を行い再発防止に努めてまいります。

2. 予算流用

予算流用については、地方自治法及び財務規則に規定されているとおり「予算の執行上必要がある場合に限り、流用することができる」と理解しているところであります。

予算流用を必要とした主な理由としては、緊急的に予算を必要とする事柄が発生し補正予算まで待てないことから行っておりますが、改めて、当初予算編成時から積算根拠を明確にし、かつ正確に積算したうえで予算計上すること、また、常日頃から予算の執行状況を確認し、予算に不足が生じる場合には補正予算にて必要額を積算し予算措置を講ずるよう職員に周知を図ってまいります。

なお、事務処理手順を見直し、要綱を改正し、予算流用を防ぐことにも取り組んでいます。

3. 財産管理体制

公有財産の財産台帳については、企画課で毎年更新し整理している財産台帳があり、その他に内部情報システムの公有財産管理システムでの財産台帳や教育財産においては紙ベースでの教育財産管理台帳があるなど、財産台帳の整理が急務となっています。

管理件数の多い総務課及び教育委員会学務課においては、次の方針により財産台帳の整備を進めることとしています。

なお、現行の職員体制で整備事務を進めることとしていますが、事務の進捗状況など必要に応じ整備体制の見直しを行いながら進めることにしています。

○総務課

財産台帳整備の基本的な方針は、令和3年10月25日付、西総第21102504号「令和2年度定期監査報告（財産管理）に係る措置状況について」で報告しているところであり、その方針に基づき台帳整備を進め、現在、土地について、行政財産と普通財産の区分けのチェックを行っており、その業務については、令和4年度で終了見込みの予定です。令和5年度においては、チェック後のデータを元に公有財産管理システムに入力し、土地のデータ入力後に建物に係るデータの入力をする予定で、併せて、財務規則の財産台帳に係る様式の見直しについても検討を進める予定です。

○学務課

教育財産台帳については、総務課・企画課と連携し台帳整備に努めていますが、令和4年度は、西和賀町教育財産管理規則に定められている様式項目と、保存している町村合併前の教育財産管理台帳項目、そして現行の財産管理システム項目等との突合・確認等を行い、台帳整備の作業上の課題の洗い出しを行っています。

令和5年度は、この洗い出しにおいて、見直しが必要である規則における台帳項目等の改正を行うとともに、年度内整備を目指し、課内での業務分担を決め対応してまいります。

4. 補助金交付の適正な執行

補助金交付事務については、補助金交付規則及び各種補助金交付要綱などの規定に基づき適正な事務執行に努めてまいります。また、各種補助金交付要綱の内容について再確認を行い、特に、申請書、実績報告書等の提出書類については内容確認を徹底するなど十分な審査を行い、補助金交付規則及び各種補助金交付要綱の規定に沿ったものであるか確認を行い、適正な事務執行に努めます。

5. ふるさと納税推奨事業

ふるさと納税制度の趣旨を十分に理解し、寄附者の利便性向上と町特産品等の普及拡大につなげるため、ふるさと納税ポータルサイトを活用し、寄附者に対する返礼品贈呈など、町の魅力発

信と寄附金の確保に努めるとともに、ふるさと納税を通して町を応援して下さる方との継続的な関係づくりに努めています。

ふるさと納税ポータルサイトの追加の検討、返礼品については、町内事業者と連携を図りながら町の特徴をいかした特産品の開発などの取り組みを引き続き進めていく考えであります。

6. 第三セクター等の経営健全化等に関する指針策定

町が出資する第三セクター3社の経営改善に取り組んできたところでありますが、経営状況の厳しい法人もあり、町の関与の必要性、公益性を含めた経営健全化の検討を行っていく必要があると考えているところであります。

国が示す「第三セクター等の経営健全化に関する指針の策定について」に基づき、「西和賀町第三セクター等の経営健全化に関する指針」を令和4年度中に策定することとしており、今後は、この指針に基づき、経営状況の把握、情報公開に努め、必要に応じた措置により経営健全化を図っていく考えであります。

7. 内部統制制度の導入

内部統制制度の導入については、西和賀町は努力義務とされていますが、その必要性は十分に認識しているところであり、県内他自治体の導入状況を踏まえつつ、制度導入に向けては、人事考査や処分規程の取扱いも必要であることから、全体的な整理を行いながら検討を進めていく考えであります。